

○ 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条第3項の規定による「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない条件)

第2条 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの期間において、発注者又は監督職員が現場代理人との間で常に携帯電話等で連絡をとることができる体制を整備し、かつ、発注者の承認を受けた場合に限り、現場代理人を現場に常駐させることを要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (5) 次条の規定による承認を受けた期間

(現場代理人の兼務を認める条件)

第3条 受注者は、2件の工事において次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に掲げる条件のいずれにも該当する場合で、発注者又は監督職員が現場代理人と常に携帯電話等で連絡をとることができる体制を整備し、かつ、発注者の承認を受けた場合に限り、一方の現場代理人に他方の現場代理人又は他方の主任技術者を兼務させることができるものとする。

- (1) 2件の工事の1件ごとの請負代金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）がそれぞれ4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）未満の工事である場合（それぞれの工事が建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合）次のアからウまでの要件を全て満たしていること。

ア 兼務する2件の工事について、いずれも山形市発注（山形市上下水道部含む。第3号において同じ。）の工事であること。

イ 工事担当課が異なる場合は、それぞれの工事担当課の長から承認されること。ただし、この要件において河川整備課と雨水施設建設室は、同一とみなす。

ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

- (2) 2件の工事のいずれか1件以上の工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上の工事である場合（1件以上の工事が建設業法第26条第3項に該当する場合） 次のアからエまでの要件を全て満たしていること。

ア 兼務する2件の工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理できると発注者から承認されること。

イ 兼務する2件の工事について、発注者が異なる場合は、それぞれの発注者から承認されること。

ウ 兼務を承認申請する現場代理人は、主任技術者を兼ねていること。

エ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

(3) 工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）にかかわらず、一方の工事の工期が、他方の工事の前条1号から4号の規定による承認を受けた期間内の工事である場合 次のアからエまでの要件を全て満たしていること。

ア 兼務する2件の工事について、いずれも山形市発注の工事であること。

イ 工事担当課が異なる場合は、それぞれの工事担当課の長から承認されること。ただし、この要件において河川整備課と雨水施設建設室は、同一とみなす。

ウ 発注者又は監督職員が何らかの対応を求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等その対応を行うこと。

エ 現場代理人は、常駐義務がある一方の工事の工事現場に常駐すること。

2 前項の規定にかかわらず、工場製作（橋梁、ポンプ等）を含む工事の工場製作過程における現場代理人兼主任技術者（現場代理人兼監理技術者）にあつては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、複数の他の同種工事における工場製作過程の現場代理人（主任技術者又は監理技術者を兼ねる場合に限り。）となることができる。

（常駐不要及び兼務承認の手続き）

第4条 受注者は、工事の発注者に現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）承認申請書（別記様式第1号。以下「承認申請書」という。）を提出して、前2条の規定による承認を受けなければならない。ただし、第2条に該当し、約款第3条に規定する工程表において、現場着工の時期を明記している場合又は第3条第2項に該当する場合に限り、承認申請書による承認の手続きを省略することができる。

（受注者の義務）

第5条 第1条から前条までの規定は、現場代理人が兼務する工事現場のうち、常駐不要工事の現場においても、当該工事現場における受注者が負うべき義務を免除するものではない。

（承認の取消し）

第6条 発注者は、現場代理人の常駐義務の緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生した場合又は現場体制に不備が生じた場合その他の事情により常駐義務の緩和を承認することが適当でなくなった場合には、直ちに承認を取り消すものとする。この場合において、発注者は、兼務を承認された工事について、受注者に新たに現場代理人を配置させるものとする。

2 発注者は、前項の規定により承認を取り消すときは、現場代理人の常駐義務緩和承認取消通知書（別記様式第2号）により、受注者に通知するものとする。

3 発注者は、第1項の規定により現場代理人の兼務の承認を取り消した場合において、受注者が新たに現場代理人を配置することができないときは、解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

（設計変更時の取扱い）

第7条 この要領の対象となる工事が、設計変更により第2条に掲げる期間又は第3条に掲げ

る条件を満たさなくなった場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和の承認を取り消すものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記
様式第1号(第4条関係)

現場代理人の常駐義務緩和(常駐不要・兼務)承認申請書
【該当するものに○印をつけて使用】

年 月 日

(宛先) 山形市長

山形市上下水道事業管理者

受注者

所在地

氏名・名称

及び代表者

下記について、山形市建設工事請負契約約款第11条第3項の規定により、承認願います。
なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に留意します。

記

兼務 (常駐不要) 工事 ①	工 事 名 (契 約 番 号)		
	工 事 場 所	契約金額(税込)	円
	工 期	年 月 日 から	年 月 日 まで
	承認申請者の 氏名及び連絡先	電話 — —	
	承認申請者の 職 務	現場代理人・現場代理人兼主任技術者・主任技術者	
	兼務(常駐不要)承認 申請の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	兼務(常駐不要)承認 申請の理由		
	工 事 所 管 課 (発 注 者)		
兼務 工事 ②	工 事 名 (契 約 番 号)		
	工 事 場 所	契約金額(税込)	円
	工 期	年 月 日 から	年 月 日 まで
	承認申請者の 氏 名		
	承認申請者の 職 務	現場代理人・現場代理人兼主任技術者・主任技術者	
	工 事 所 管 課 (発 注 者)		

受注者

年 月 日

様

山形市長

Ⓜ

上記について、承認します。
しません。

- 備考 1 本書は、申請対象工事の監督職員に正副2通提出すること。
2 発注者は、本申請の結果が決定した後、その決定を示した本書の副本を受注者に交付する。
3 発注者等が異なる場合は、双方の発注者からの承認があった旨の打合せ簿等を添付すること。
4 兼務(常駐不要)工事①について、工事担当課が異なる場合は、提出先が所管する工事を記載し、工事担当課が同一である場合は、新たに承認申請を行う工事を記載すること。

様式第2号（第6条関係）

現場代理人の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）承認取消通知書
【該当するものに○印をつけて使用】

年 月 日

受注者

所在地
氏名・名称
及び代表者

様

山形市長

印

年 月 日付けで承認した下記の工事の現場代理人等の常駐義務緩和（常駐不要・兼務）について、承認を取り消しましたので通知します。

記

常駐義務緩和の承認を取り消す工事等

契 約 番 号

工 事 名

工 事 場 所

契 約 番 号

工 事 名

工 事 場 所

現場代理人等
の氏名

取消しの理由